



Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637
Tel: 03-5460-5747 / Fax: 03-5460-5859

JALCARGO INFO-15-048

2015年12月11日

お客様各位

日本航空株式会社

台湾税関 貨物事前情報提出制度への対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、台湾税関当局より 2016 年 1 月 1 日以降に台湾線(台北、松山、高雄)に搭載される貨物を対象としたマニフェスト情報事前提出制度を正式に開始する旨の通知を受けており、これに伴う弊社の対応について、下記のとおり、ご案内いたします。

皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用開始日

2016 年 1 月 1 日(金)の出発便搭載分より

2. 対象便

台湾(台北、松山、高雄)に乗り入れるすべての弊社便

3. 対象貨物

上記対象便に搭載されるすべての貨物

4. マニフェスト情報の伝達方法について

航空貨物運送状情報、および HAWB 情報(混載貨物の場合)とともに、以下のいずれかの方法にて弊社へご提出願います。

- ① 必要事項を記入した別添の依頼書と共に、書面(航空貨物運送状、必要情報がすべて記載された House Manifest 等)にて弊社空港部門にご提出いただく
- ② CCS JAPAN 等のベンダー経由で電子送信いただく

5. HAWB 情報の送信に關わる手数料、提出締め切り時間について

2016 年 1 月 1 日(金)出発便搭載分より、以下の料金を申し受けます。

なお、料金は航空貨物運送状の Other Charge 欄に記載下さいますようお願いいたします。

	HAWB データ提出方法	HAWB 一件あたりの料金	Other Charge 欄記載コード	提出締め切り時間
①	書面にて弊社空港部門に提出	¥500	CC	便出発の 3 時間前
②	CCS JAPAN 等のベンダー経由で電子送信	¥150	CG	書類搬入前

*所定の時間までに正確な情報をご提供いただけない場合、オフロードや、受託をお断りする可能性もございますので、時間厳守を徹底いたしますようお願いいたします。

*上記手数料は、日本地区発貨物が適用の対象となります。お支払い方法は前払い(Prepaid)、着払い(Charges Collect)共に可能ですが、着払いの運送条件については最新の TACT Rule をご参照下さい。

6. 書類(航空貨物運送状および House Manifest)への記載方法について

①貨物品名表記

混載貨物については、航空貨物運送状の“Nature and Quantity of Goods”欄に CONSOLIDATION(AS PER ATTACHED MANIFEST)と記載をお願いいたします。加えて、ストレート貨物および House Manifest には正確かつ具体的な品目名を記載願います。”Spare parts”や”Electronic Goods”といった曖昧な品名、ないし”IC”などの略語は、税関当局により受け付けられず、引き取りの許可が出ない可能性がございますので、ご注意下さい。

②個数表記

混載・ストレート貨物に限らず、SLAC 個数がある場合は、実個数とともに航空貨物運送状、House Manifest の”Nature and Quantity of Goods”欄、または”No.of Pieces”欄等に記載下さい。

③Shipper, Consignee 情報

混載貨物の場合は House Manifest 上に、ストレート貨物の場合は航空貨物運送状に、実際の荷主様および荷受人様のお名前、ご住所を省略なく記載いただきますようお願いいたします。

7. 送信いただく FWB, FHL メッセージについて

①貨物の品名

FWB: 混載貨物の場合、”Nature and Quantity of goods”欄に”CONSOLIDATION(AS PER ATTACHED MANIFEST)”と記載下さい。ストレート貨物の場合、”Nature and Quantity of goods”欄に正確な品名(20文字以内)を入力願います。

FHL: FHL の”Nature and Quantity of goods”欄は、Cargo-IMP の Message Format 上 15文字の制限があるため、お手数ですが、正品名が 16 文字以上の場合は、頭の 15 文字を”Nature and Quantity of goods”欄に入力することに加え、“Free-Text Description”欄に、”TXT/”に続けて、正品名の全文を再度ご入力下さい。弊社では”Free-Text Description”欄に情報入力がある場合、これを正品名として台湾税関に申告します。

②個数

FWB/FHL 共に、実個数と SLAC 個数の両方を送信願います。

但し、FWB/FHL 共にシステム上、どちらかしか送信できない場合は、実個数を送信願います。

③Shipper, Consignee 情報

混載貨物の場合は FHL に、ストレート貨物の場合は FWB に実際の Shipper, Consignee 様のお名前、ご住所を記載・送信願います。

④一度送信された FWB, FHL の訂正について

書類搬入前の情報訂正は、隨時メッセージを再送いただけます。書類搬入後の情報訂正是弊社システムの都合上、メッセージの再送を受け付けることができませんので、お手数ですが書面での再提出をお願いいたします。

⑤BUP(Shipper's Build Up ULD)の取り使いについて

混載貨物において、当該貨物が複数の ULD に跨って積み付けられている場合は、ULD ごとの HAWB 積付明細をご提出願います。

⑥HAWB 情報を電子送信いただく場合の House Manifest の提出について

CCS JAPAN 等のベンダー経由ご利用により電子的にハウス情報を送信いただく場合、弊社では送信いただきました情報を、そのまま台湾税関システムに送信・登録しております。しかしながら、貨物の円滑な取り扱いを図り、不測の事態への対処を図る目的から、「荷主様および荷受人様のお名前、ご住所が記載された House Manifest」を航空貨物運送状へ添付いただきますようお願いいたします。

8. Carrier's Liability について

他の税関制度と同様に、弊社に対して台湾税関より過料または、貨物取卸し許可、着陸許可の取り消し等の罰則が発生した場合につきましては、状況・原因を確認の上、お客様に過失が認められる場合は、弊社より、運送約款・民法の規定に基づき、損害賠償請求をさせていただくことがございます。

9. HAWB 情報の守秘義務について

JAL グループにおきましては、コンプライアンスの観点により、当局からの規制による理由以外でお客様からいただいた HAWB 情報を不当に外部に漏洩することおよび輸送に関する目的以外で使用することはございません。

お客様 会社名 _____

電話番号 _____

海外税関提出用データ登録依頼書

当社は、貴社に対し、当社混載貨物に関し、以下の作業を依頼します。

対象貨物・依頼事項	
運送状番号	131 -
依頼事項	<p>航空貨物運送状に紐づく House AWB の件数 _____ 件</p> <p><input type="checkbox"/> <u>House AWB 情報のマニュアル入力の実施。</u> 提出必須項目が記載されている H/Manifest(AWB)を確かに添付していることを確認しました。</p> <p>*マニュアル入力の場合、House AWB1 件につき、¥500.-の手数料を申し受けますので、AWB Other charge due Carrier 欄へ、Special Code:CC にて合計金額を記載願います。 例:// CC: ¥500 × 5(件) = ¥2,500 //</p> <p>(その他)</p> <hr/>

※お手数ですが、添付指示書を対象貨物運送状に添付のうえ、旅客便の場合は予約便出発の 3時間前までに、JALCARGO 空港部門に搬入願います。